

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例（農業信用基金協会）	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税）
		②: 上記以外の税目	—
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>本措置は、民間融資機関が農業信用基金協会に対して負担金を拠出した際に、その拠出額について損金の額に参入できるようにするものである。</p> <p>民間融資機関による負担金の拠出コストを軽減し、農業信用基金協会の保証基盤を強化することにより、必ずしも信用力が十分ではない農業者等に対する農業経営に必要な資金の融通の円滑化を図っている。</p> <p>《関係条項》</p> <p>・租税特別措置法 第 66 条の 11 第 1 項第 1 号 旧第 68 条の 95（令和 4 年 3 月 31 日まで） ：令和 2 年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止（令和 4 年 4 月 1 日施行）</p>	
4	担当部局	農林水産省 経営局 金融調整課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 4 年 4 月～8 月 分析対象期間：平成 29 年度～令和 3 年度	
6	創設年度及び改正経緯	創設年度：昭和 50 年度	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>必ずしも信用力が十分ではない農業者等の信用力を補完し、農業経営に必要な資金の円滑化な融通を図ることにより、生産性の向上及び経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）第 1 条において「この法律は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及び・・・（略）・・・を確立し、もつて農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。」と規定されている。</p>

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野] ⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、民間融資機関による負担金の拠出コストを軽減し、農業信用基金協会の保証基盤を強化することを目標とする。 これにより、必ずしも信用力が十分ではない農業者等に対する農業経営に必要な資金の融通の円滑化を図る。</p> <p>(達成目標) 銀行等のうち農業信用基金協会に負担金を拠出したものの割合 毎年度 10%以上 (参考) 平成 24 年度～平成 28 年度の平均 : 7 % ※「銀行等」は、銀行、信金、信組及び商工中金をいう。以下同じ。</p> <p>(達成目標設定の考え方) 本措置は、全ての民間融資機関が利用可能なものであるが、民間金融機関のうち農協等は保証付き融資の活用に当たり出資により農業信用基金協会の基盤強化をしている一方、銀行等(銀行、信金、信組及び商工中金をいう。)においては、出資者としての資格がないことから、保証付き融資の活用に当たり、その保証額に見合う負担金を農業信用基金協会に対して拠出することとされている。 農業信用基金協会による債務保証が拡大し、より一層資金の融通の円滑化に資するものとなっているかを測定する観点から、全民間融資機関ではなく、全銀行等のうち農業信用基金協会に負担金を拠出したものの割合を達成目標として設定した(前評価期間の平均(7%)を踏まえて10%と設定)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による民間融資機関の負担金拠出コストの軽減により、保証債務の弁済に充てるための基金の増強を行いやすくし、その結果として保証債務の限度額の拡大※に貢献。これにより、農業信用基金協会の保証による農業者等の信用力の補完が継続的に行うことが可能となり、担い手農業者の農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化が図られ、担い手の育成・確保に寄与することができる。 ※ 保証の限度額については、「基金の〇倍に相当する額」といった形で、各基金協会がそれぞれ業務方法書において定めている。</p>

9	有効性等	①: 適用数	<p>【適用数】</p> <p style="text-align: right;">単位：件、百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">\</th> <th style="text-align: center;">平成 29年度</th> <th style="text-align: center;">平成 30年度</th> <th style="text-align: center;">令和 元年度</th> <th style="text-align: center;">令和 2年度</th> <th style="text-align: center;">令和 3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">適用法人数</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">84</td> <td style="text-align: center;">83</td> <td style="text-align: center;">93</td> <td style="text-align: center;">97</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">拠出額</td> <td style="text-align: center;">119</td> <td style="text-align: center;">103</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">96</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全国農業信用基金協会協議会調べによる各都道府県農業信用基金協会に対する全数調査結果に基づき、農林水産省経営局金融調整課作成。</p> <p>※ 民間融資機関が各都道府県農業信用基金協会に対して拠出した負担金の全てについて、本特例措置が適用されたものとみなしてとりまとめているため、法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。</p> <p>※ 平成29年度から令和2年度の適用数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の報告に基づく数値を記載すべきこととなっているところ、当該数値は複数の特例措置の合計値であり、農業信用基金協会に対して民間金融機関が拠出した負担金にかかる特例措置の適用数はその内数であることから、別途の調査を行ったものである。また、令和3年度の適用数についても、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、別途の調査に基づく数値を記載している。</p> <p>適用法人数は、平成29年～令和3年の5年間だけをみても延べ432法人であり、約9割の契約融資機関のうち約4割が本措置を活用していることとなる。</p> <p>なお、本措置に係る負担金は、融資機関ごとに、新規に保証を引受ける場合又は1融資機関あたりの保証引受限度額を超える引受が生じる場合等に拠出するものであるため、約4割の活用という実績は、僅少ではないと評価している。</p>	\	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	適用法人数	75	84	83	93	97	拠出額	119	103	75	92	96
	\	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度															
適用法人数	75	84	83	93	97																
拠出額	119	103	75	92	96																
②: 適用額	<p>上記①適用数欄中の「拠出額」のとおり。</p> <p>【適用額】</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">\</th> <th style="text-align: center;">平成 29年度</th> <th style="text-align: center;">平成 30年度</th> <th style="text-align: center;">令和 元年度</th> <th style="text-align: center;">令和 2年度</th> <th style="text-align: center;">令和 3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">法人税、 法人事業税</td> <td style="text-align: center;">119</td> <td style="text-align: center;">103</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">91</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人住民税</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全国農業信用基金協会協議会調べによる各都道府県農業信用基金協会に対する全数調査結果。</p> <p>※ 上記適用額は、調査の効率性の観点から、適用額の実額を積み上げたものではなく、民間融資機関が各都道府県農業信用基金協会に対して拠出した負担金の全てについて、課税がなされたと仮定したものである。</p> <p>※ 各税目の計算方法は一般に以下のとおりであり、本措置は所得の金額の算出にかかるものであって、拠出した負担金の全てについて課税</p>	\	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	法人税、 法人事業税	119	103	75	92	91	法人住民税	25	22	17	20	21		
\	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度																
法人税、 法人事業税	119	103	75	92	91																
法人住民税	25	22	17	20	21																

されたと仮定をおくことから、法人税及び法人事業税は同一の適用額、法人住民税は法人税額となる。

- ・ 法人税額＝所得の金額×税率
- ・ 法人住民税額＝均等割額（所定の額）＋法人税割（法人税額×税率－税額控除額）
- ・ 法人事業税については、外形課税対象法人（銀行が該当）の場合、
法人事業税＝付加価値割額＋資本割＋所得割
特別法人（農協が該当）の場合、
法人事業税＝所得額×税率

※ 平成29年度から令和2年度の適用数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の報告に基づく数値を記載すべきこととなっているところ、当該数値は複数の特例措置の合計値であり、農業信用基金協会に対して民間金融機関が拠出した負担金にかかる特例措置の適用数はその内数であることから、別途の調査に基づく数値を記載している。また、令和3年度の適用数についても、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、別途の調査に基づく数値を記載している。

③ 減収額

【減収額】（詳細は別紙参照）

単位：件、百万円

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
法人税	25	22	17	20	21
法人住民税 (法人税割)	3	3	2	1	1
法人事業税	6	5	3	2	2
合計	34	30	22	23	24

※ 全国農業信用基金協会協議会調べによる各都道府県農業信用基金協会に対する全数調査結果に基づき、農林水産省経営局金融調整課試算。

※ 平成29年度から令和2年度の適用数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の報告に基づく数値を記載すべきこととなっているところ、当該数値は複数の特例措置の合計値であり、農業信用基金協会に対して民間金融機関が拠出した負担金にかかる特例措置の適用数はその内数であることから、別途調査を行ったものである。また、令和3年度の適用数についても、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、別途の調査に基づく数値を記載している。

※ 減収額試算方法は以下のとおり。

- ・ 法人税の減収額＝拠出額（上記適用額）×法人税率
（農業協同組合等以外は、平成29年度：23.4%、平成30年度以降：23.2%、農業協同組合等は、19%）
- ・ 法人住民税の法人税割の減収額＝法人税の減収額×道府県民税の法

人税割税率及び市町村民税の法人税割税率
 (令和元年度まで：12.9%、令和2年度以降：7%)

・法人事業税の減収額＝拠出額（上記適用額）×法人事業税率
 (農業協同組合等以外は、外形課税対象法人の所得割 800 万円超として、令和元年度まで：3.6%、令和2年度以降：1%、
 農業協同組合は、便宜的に、特別法人の 400 万円超の所得として、
 令和元年度まで：6.6%、令和2年度以降：4.9%)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

銀行等のうち農業信用基金協会に負担金を拠出したものの割合は、5年度中4年度において達成目標の10%を上回っており、農業信用基金協会が債務保証を行うための保証基盤の強化について達成目標を上回る水準の効果が得られた。

【銀行等のうち農業信用基金協会に負担金を拠出したものの割合】

単位：%

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
目標	10	10	10	10	10
実績	8	11	10	10	14
達成率	80	110	100	100	140

※ 割合については、例えば令和3年度であれば、負担金を拠出した銀行数 72÷銀行等数 503≒14%のように算出している。

また、農業信用基金協会による債務保証の引受実績をみても、増加傾向となっており、農業信用基金協会は農業者等への資金融通の円滑化について寄与していると評価している。

(参考) 【農業信用基金協会による債務保証の引受実績】

単位：億円

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
引受実績	8,647	10,098	10,640	11,436	12,317

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

農業信用基金協会が債務保証を行うためには、自らの保証基盤が安定していることが必要であり、仮に保証基盤が脆弱化した場合、必ずしも信用力が十分ではない農業者が資金調達を必要とするときに、債務保証できる者が限定的になる可能性がある。

この点、本措置は、民間融資機関の農業信用基金協会への負担金について損金算入を認めるものであり、民間融資機関による負担金拠出コストの低減を通じ、農業信用基金協会の保証基盤を強化する効果が期待できる。

このような直接的な効果を測定するため、本措置を利用したことがある銀行等に対して、本措置がなかった場合、負担金拠出の判断に影響があるかのアンケート調査を実施したところ、76%の銀行等から影響があるとの回答※が得られた。

		<p>※アンケートの内容</p> <p>問：本措置による負担金拠出への影響について</p> <p>本特例措置は、貴行（金庫、組合）が負担金（交付金）を拠出するにあたり税法上損金算入を認めるものです。もし本特例が存在しなかった場合は、貴行（金庫、組合）の負担金（交付金）の拠出に、どの程度影響しますか。</p> <p>①特例がない場合、負担金拠出の判断に重大な影響がある。 ②特例がない場合、負担金拠出の判断に影響がある。 ③特例がない場合でも、負担金拠出の判断にあまり影響はない。 ④特例は、負担金拠出の判断に全く影響ない。</p> <p>①②と回答した割合は76%であった。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置は、民間融資機関の負担金拠出に係るコストを軽減して負担金の拠出を円滑化するものであり、これにより農業信用基金協会の保証基盤である基金の増強が図られている。</p> <p>基金は、農業信用基金協会が農業者等に対する保証を行う際の保証基盤となるものであり、各農業信用基金協会の保証限度額は「基金の〇倍に相当する額」といった形で定められていることから、基金が増加することにより基金不足により農業信用基金協会の保証が難しくなるという事態が避けられており、農業者等の農業経営に必要な資金調達の円滑化に寄与している（具体的には、減収額に比べ相当多額の新規保証引受が可能となるという形で寄与。）。</p> <p>負担金拠出は、融資機関にとって経営上一定の負担となるものであり、《効果》の欄に記載したように、仮に本措置がなければ、負担金拠出（すなわち農業信用基金協会の保証付き融資の実行）を躊躇する融資機関が生じ、政策目標の実現（すなわち、必ずしも信用力が十分ではない農業者等の信用力を補完し、農業経営に必要な資金の円滑化な融通を図ることにより、生産性の向上及び経営の改善に資すること）に影響を及ぼすと考えられる。</p>
<p>10 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>本措置は、必ずしも信用力が十分ではない農業者等への資金を円滑に融通するための裏付けたる基金の造成に対する負担金支出が円滑に行われるよう、民間融資機関の税負担を軽減するものであり、利用者全ての負担を等しく公平に軽減する必要がある。</p> <p>この点、負担金に対する補助金では予算の制約を受けるため公平に軽減することが困難であり、税制特例措置として予算の制約を受けない形で公平に措置を講じていくことが妥当である。</p> <p>また、税制措置については、要件に合致すれば自動的に適用されるため、申請等の所要の手続きを必要とする補助金に比べて、簡便かつ迅速な対応が可能となっていると言える。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国は、農業信用基金協会に対して補助金を交付しているが、当該補助金は、被災した農業者等の保証料や担保提供の負担を軽減するものであり、本措置の目的である「民間融資機関による負担金の拠出コストを軽減し、農業信用基金協会の保証基盤を強化する」こととは役割が異なる。</p> <p>また、国は、民間融資機関の負担金拠出に対して補助金等を交付しておらず、第三者に対して民間金融機関が行う負担金の拠出を軽減するような措置を講ずることを義務付けしていない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体に協力を求めるものではない。
11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	引き続き実施する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 4 月～ 8 月

事後評価書 積算根拠【租税特別措置法第66条の11の損金算入の特例】

〔適用額〕 農業信用基金協会の課税法人の負担金(交付金)受入状況

(金額単位:百万円)

	協 同 組 合 等										協同組合等以外		合 計	
	農 協		信 連		全共連		経済連(全農)		計		銀行等			
	受入 先数	金 額	受入 先数	金 額	受入先 数	金 額	受入先 数	金 額	受入 先数	金 額	受入 先数	金 額	受入 先数	金 額
平成29年度	31	74	2	3	-	0	-	0	33	78	42	41	75	119
平成30年度	26	38	3	8	-	0	-	0	29	46	55	57	84	103
令和元年度	29	10	1	3	-	0	-	0	30	13	53	62	83	75
令和2年度	40	15	2	4	-	0	-	0	42	18	51	73	93	92
令和3年度	25	10	-	0	-	0	-	0	25	10	72	81	97	91
(過去5年平均)	30	30	2	4	-	0	-	0	32	33	55	63	86	96

※全国農業信用基金協会調べ

① ② ③ ④

※ 以下の減収見込額の表中、税率を「〇〇等」と記していることについて、最も古い年度における税率を数値で記し、それ以降の税率変更があった場合「等」で表現している。

〔法人税 減収見込額〕 適用額×法人税率

(金額単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協同組合等 (⑤=②×19%)	15	9	3	3	2
協同組合等以外 (⑥=④×23.4%等)	10	13	14	17	19
合 計	25	22	17	20	21

※ 減収見込額は、損金算入額(負担金等の受入額)に、「協同組合等」は税率19%、「協同組合等以外」は平成29年度23.4%、平成30年度以降税率23.2%を乗じて算出

〔法人住民税 減収見込額〕 適用額×住民税率

(金額単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協同組合等 (⑤×12.9%等)	2	1	0	0	0
協同組合等以外 (⑥×12.9%等)	1	2	2	1	1
合 計	3	3	2	1	1

※ 令和元年度までは道府県民税率3.2%、市町村民税率9.7%、令和2年度からはそれぞれ1%、6%

〔法人事業税 減収見込額〕 適用額×法人事業税率

(金額単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協同組合等 (⑦=②×6.6%等)	5	3	1	1	1
協同組合等以外 (⑧=④×3.6%等)	1	2	2	1	1
合 計	6	5	3	2	2

※ 農業協同組合等の税率は、便宜的に400万円超の所得区分とし、令和元年度までは6.6%、令和2年度以降は4.9%を適用

※ 協同組合等以外の税率は、便宜的に外形課税対象法人の800万円超の所得区分とし、令和元年度までは3.6%、令和2年度以降は1%を適用

〔合計 減収見込額〕

(金額単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
協同組合等	22	13	4	4	3
協同組合等以外	12	17	18	19	21
合 計	34	30	22	23	24